

公示番号：170265

国名：ペルー

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：アマソナス州における持続可能な観光開発促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月中旬から2017年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	28日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年5月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月9日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
    - ③語学力 15点
    - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ペルー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
特になし。
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ペルーの北部アマソナス州に位置するウトウクバンバ溪谷には、クエラップ遺跡をはじめとした同地の文化史跡が溪谷一帯に無数に存在する。同地域には、これらの文化に基づいた伝統的な生活様式・風景が存在し、同国政府は対象地域一帯の景観を保存するため「文化的景観」カテゴリーでの世界遺産登録を目指している。また、貧困率の高い同州における貧困削減のためにも、政府は観光業を同州の特色ある産業として発展させることを目指している。しかし、同地域内の住民の観光業に対する参画意識は低く、史跡の破壊・盗掘、観光地周辺での不法居住・農地化といった問題が見られる。また、現地の観光関連企業も十分に成長しておらず、観光商品やサービスの供給は不足している。そのため、住民が観光資源保全の重要性を理解し、かつ彼らを巻き込んだ観光産業の振興を通じて、住民の生計向上に資する観光開発モデルの構築が求められている。このような背景のもと、ペルー政府から日本政府に対しクエラップ遺跡管理の強化を目的とした技術協力の要請が提出された。同要請を受け、ペルー政府及び JICA は 2013 年 8 月から 2014 年 3 月にわたり専門家を派遣し、同地域の考古学的・歴史的情報の集積・検証や、観光資源の保全にも根ざした観光開発モデルの検討を行った。これらの検討状況を踏まえ、上記モデルのウトウクバンバ溪谷への導入をはかる支援が日本政府に対し 2016 年 7 月に要請された。

本プロジェクトは、文化省を実施機関として、通商観光省やアマソナス州政府等との連携のもと、対象地域における有形・無形文化遺産を中心とした観光資源が適切に管理され、同地における観光産業活動の活性化を通じた地域に裨益する持続可能な観光開発を推進することを目的とした支援を行う。

上記を踏まえ、本詳細計画策定調査は、本プロジェクトの目標、活動内容、実施体制等について、カウンターパート（以下、「C/P」）機関である文化省をはじめとするペルー側関係者と確認・協議した上で、合意文書に署名することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について調査項目、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017 年 6 月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分

- 析)。
- ② 評価 5 項目の観点から、現地調査で収集・確認すべき情報を整理する。
  - ③ PDM (案) (英文・和文)、PO (案) (英文・和文) 等の作成、取りまとめに協力する。
  - ④ 他ドナーが実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
  - ⑤ ペルー政府関係機関 (文化省、通商観光省、アマソナス州政府等)、他ドナー等に対する質問票 (案) (和文) を作成する。
  - ⑥ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017 年 6 月中旬～7 月上旬)

- ① JICA ペルー事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前評価の方法について、ペルー側に説明を行う。
- ③ 以下の内容を含む担当分野に関わる必要な情報・資料を収集し、質問票を回収の上、現状を把握・分析し、課題の抽出を行う。併せて、議事録の作成も行う。
  - ア) ペルー及びアマソナス州政府の観光関連政策・法制度等
  - イ) 国レベルの関係機関 (通商観光省)、地方レベルの関係機関 (アマソナス州政府) の実施体制 (組織、能力、予算、他機関との関係等)、活動状況
  - ウ) 他ドナー機関の観光分野における支援状況
- ④ ③の分析結果を取りまとめた上で、担当分野に関する協力デザイン (案) の作成に協力する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 本プロジェクトで取り組むべき課題、目指すべき目標・成果、その達成のためのアプローチ等
  - イ) 本プロジェクトの対象地域 (ウトウクバンバ溪谷周辺) の設定
  - ウ) 本プロジェクトで想定される活動、投入、実施体制 (案) (関連する組織、分野ごとに必要とされる能力・人数等)
  - エ) 本プロジェクトの成果が持続性を保つための方法、仕組み等
- ⑤ ④を踏まえ、PDM (案)、PO (案) の修正、取りまとめに協力する。
- ⑥ ③～⑤を踏まえ、ペルー側関係者との協力デザイン等に関する協議に担当分野の観点から参加する。
- ⑦ ペルー側関係者との協議で合意された内容を踏まえ、R/D(案) 及び M/M(案) の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から、プロジェクトを分析する。
- ⑨ 担当分野に関わる現地調査結果を JICA ペルー事務所、在ペルー日本国大使館等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 7 月中旬～8 月中旬)

- ① 帰国報告会等に出席し、担当分野に関わる調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表 (案) (和文) を取りまとめる。
- ③ 担当分野に関わる詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）、（２）とする。

- （１） 事業事前評価表（和文）
- （２） 担当分野に関わる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## ９．見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１） 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は日本⇒ヒューストン⇒リマ⇒ヒューストン⇒日本を標準経路とします。

## 10．特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年6月18日～2017年7月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 観光開発（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAペルー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舎手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

##### エ) 通訳備上

あり（日本語⇄スペイン語）

##### オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必

要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ペルー国アマソナス州地域開発事業 事前事業評価報告書要約版  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_PE-P43\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_PE-P43_1_s.pdf)

②本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム (TEL:03-5226-8055) にて配布します。

- ・ペルー国クエラップ遺跡世界遺産登録に係る計画策定支援「チャチャポヤの文化的景観」遺産管理計画書 (暫定)
- ・ペルー国クエラップ遺跡世界遺産登録に係る計画策定支援 専門家業務完了報告書
- ・ペルー国クエラップ遺跡世界遺産登録に係る計画策定支援 世界遺産登録への戦略検討調査報告書

## (3) その他

- ① スペイン語ができることが望ましい。
- ② 観光開発業務への従事経験があれば尚望ましい。
- ③ 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上